

地方公共サービス小委員会報告書（平成 26 年 3 月）に関する活動概要

平成 26 年 7 月 28 日

地方公共サービス小委員会事務局

1 報告書周知活動

- (1) 報告書本体及び概要版（別添 1）を内閣府ホームページに掲載
- (2) 各都道府県及び各政令指定都市宛に、参事官名で報告書完成の事務連絡発出（全国約 1750 の自治体にお知らせ）
 >長野県から依頼を受け、8 月 27 日開催の県内地方公共団体職員を対象とする公金債権回収研修会にて、内閣府より報告書の説明等を実施予定。
- (3) 地方 3 団体訪問（別添 2）
 5 月 8 日：全国知事会、5 月 7 日：全国市長会、5 月 12 日：全国町村会
 >全国市長会及び全国町村会の各ホームページに URL 掲載
- (4) 自治体訪問（別添 2）
 5 月 20 日：習志野市、6 月 3 日：中野区、6 月 16 日：豊島区、7 月 8 日：守谷市
- (5) 担い手団体との協議（別添 2）
 4 月 23 日：日本弁護士連合会、7 月 3 日：一般社団法人全国サービサー協会
 7 月 4 日：日本司法書士会連合会

2 平成 26 年度公金の債権回収業務に関する法務研修

	東京会場	愛知会場
日 時	平成 26 年 8 月 5 日（火） 13:00～18:00	平成 26 年 8 月 22 日（金） 13:00～18:00
場 所	弁護士会館 2 階講堂「クレオ」	愛知県自治センター 12 階 E 会議室
募 集 対 象	地方公共団体職員	地方公共団体職員
募 集 定 員	180 名	130 名
募 集 開 始	平成 26 年 6 月 2 日（月）	
募集案内先 （メール）	① 当室のメールマガジン登録者 約 850 名 ② 東京開催については、1 都 9 県（東京都・神奈川・埼玉・千葉・山梨・静岡・群馬・茨城・栃木・長野）の自治体 約 460 団体 ③ 愛知会場については、7 県（愛知・岐阜・静岡（静岡市西部）・三重・福井・石川・富山）の自治体 約 210 団体 ④ 当室の試行自治体 11 団体 （各々一部重複有）	
応 募 人 数 （7.17 時点）	179 名	135 名 ※キャンセル待ち 9 名

東京会場では北川主査より、愛知会場では荒川専門委員より、報告書の概要についてご解説いただく予定（各回 30 分程度）

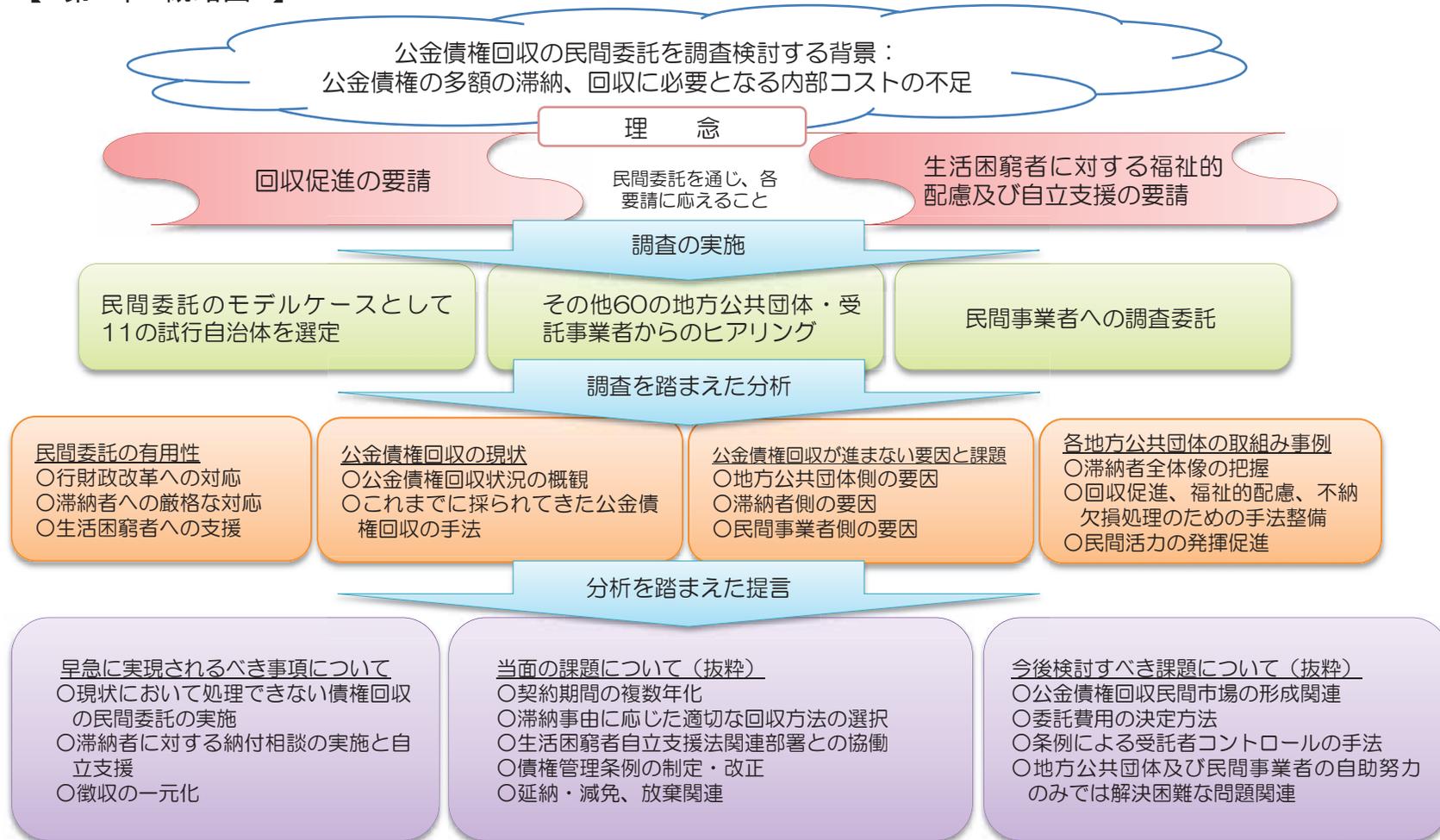
地方公共サービス小委員会報告書〈概要版〉

平成26年3月
地方公共サービス小委員会

第1章 地方公共団体の公金債権回収関連(本報告書4頁～)

本章は、地方公共団体から寄せられた、公金債権回収の実現と、生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の実現という2つの要請に応えるべく、公金債権回収業務の民間委託を活用できないかについて調査検討を行ったものである。また、調査検討に当たっては、公金債権の回収業務における民間の能力の活用に資するため、市場化テストの活用も視野に、公金の債権回収業務に関する良好な民間市場の形成を目標としている。

【 第1章 概略図 】



1. はじめに（本報告書4頁～）

(1) 公金債権回収の民間委託を調査検討する背景

- 公金債権の多額の滞納
- 公金債権回収に必要となる内部コスト負担が大であること
⇒民間委託の活用により回収額の増加・コスト削減を図り、温存されたマンパワー・コストを他の業務にあてる必要

(2) 調査検討の目標

- 公金債権の回収業務に関する良好な民間市場の形成
民間事業者の公正かつ自由な競争、創意と工夫の発揮により、回収の質の維持向上と経費の削減を図る

※これまでに実施した調査内容

当委員会事務局にて、合計11の試行自治体（現在は7自治体）並びに公金債権回収を実際に民間委託している約60の地方自治体及び受託事業者からヒアリング等を行うほか、当委員会事務局から三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に対し、調査委託を実施

(3) 本報告書の理念

- 「回収の要請」と「生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の要請」という2つの要請について、公金債権回収の民間委託を活用しつつ、応えること
- 回収の要請
公共サービスの提供による福祉の増進を実現するためには、公金の確実な徴収が必須
- 生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援
生活困窮者の実情を無視した機械的・画一的な徴収では、生活困窮者の自立を妨げる危険があるため、法令に基づく徴収緩和措置（滞納処分の停止、延納等）を適切に実施して、福祉的配慮を行う必要

2. 公金債権回収を民間委託する有用性（本報告書9頁～）

(1) 行財政改革への対応

- 「地方公務員しか実施できない業務」へのシフト
- 公金の確実な徴収による収支の健全化

(2) 滞納者への厳格な対応に資すること

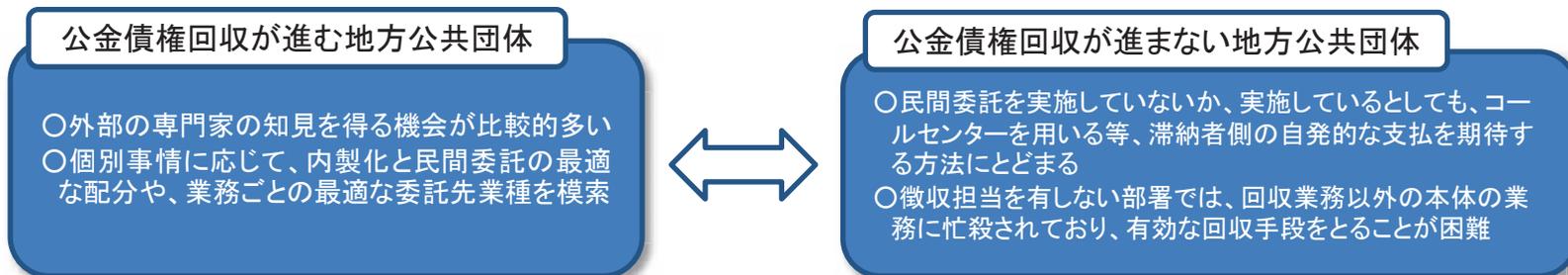
- 滞納処分への専念
滞納処分は公務員しか実施できない⇒それ以外の業務を民間委託することで、公務員が滞納処分に専念できるように
- 裁判上の手続の活用
強制徴収権のない債権について強制的な徴収を実施するためには、裁判上の手続が必要であるところ、裁判上の手続は、比較的定型的なものから、高度な専門知識が必要となるものまで様々⇒必要なコストに応じて公務員自らが実施するものを選別すればよい

(3) 生活困窮者の支援に資すること

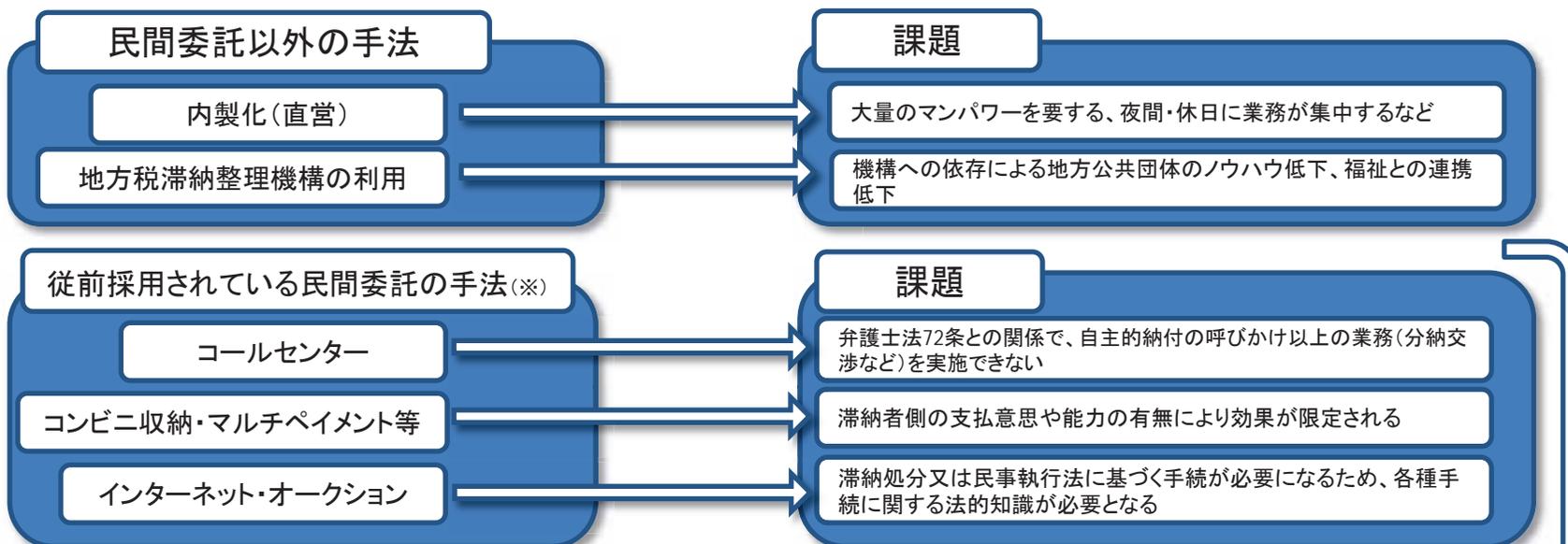
- 生活困窮者支援を含む社会福祉のために必要となる費用の確保
- 公務員をして生活困窮者支援に注力させることができる
- 従前の直営のみでは接触しきれなかった滞納者との接触機会の増加
これにより・・・
 - ・生活困窮者の早期発見及び福祉部門との連携の実現
 - ・多重債務問題の早期発見及び助言の実施
 - ・生活困窮者支援に必要な情報共有のための同意書の徴求
 - ・生活困窮者の自立促進により将来における福祉コスト・自立支援コストの削減

3. 公金債権回収における現状（本報告書14頁～）

◎概観（公金債権回収が進む地方公共団体と進まない地方公共団体）



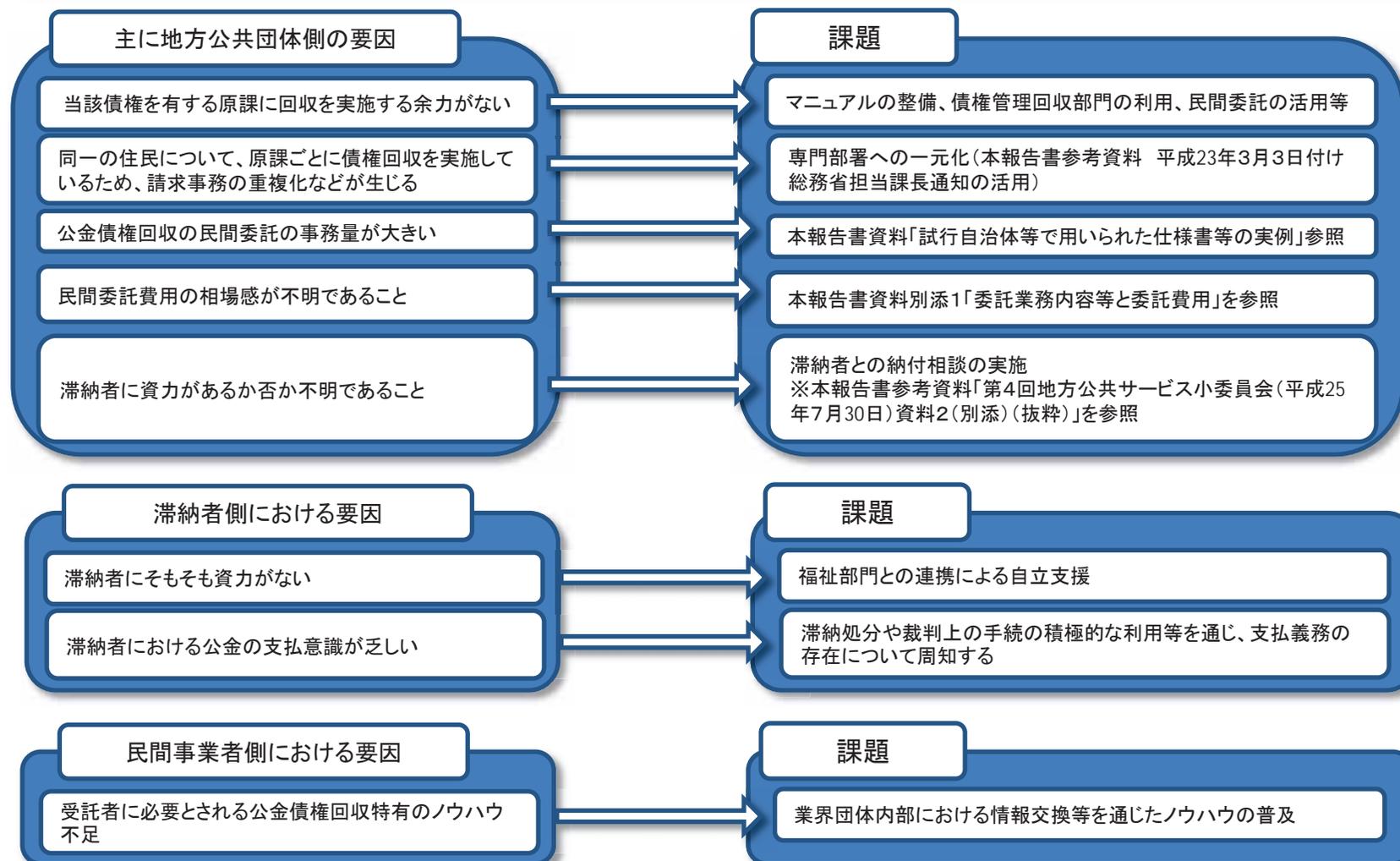
◎これまでに採られてきた公金債権回収の手法



※平成19年3月27日付け総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」に基づくもの

従来の手法には課題も多く、公金債権の管理及び回収を適切に実施するためには不十分

4. 公金債権回収が進まない要因と課題（本報告書19頁～）



5. 各地方公共団体における事例の紹介（本報告書22頁～）

(1) 滞納全体像の把握

- ・庁内における情報の共有、外部専門家への情報提供のため、滞納者からの同意書の活用

(2) 回収促進、福祉的配慮、不納欠損処理のための手法整備

○回収促進

- ・一元的な滞納債権回収体制の構築、納付相談の実施、部門毎の債権回収目標の公表・PDCAの実施、任期付職員（弁護士）の採用による徴収の支援、職員向け研修の実施

○福祉的配慮

- ・多重債務相談窓口の設置と全庁的な支援体制、多重債務者の包括的支援、ファイナンシャルプランナー等の活用

○不納欠損（債権放棄）

- ・債権放棄関連のルール制定（本報告書資料別添2「債権放棄関連のルール制定例」）

(3) 民間活力の発揮促進

- ・複数債権の一括発注手続
- ・職員、弁護士その他の民間事業者の業務分担
- ・委託費用の適正化

6. 提言（本報告書29頁～）

(1) 早急に実施が検討されるべき事項

- 現状において処理できない債権回収の民間委託の実施
時効到来阻止、運用ノウハウの蓄積
- 滞納者に対する納付相談の実施と自立支援
納付相談を通じ、滞納者が生活困窮者である可能性を把握した場合、担当部門へつなげる（本報告書参考資料の平成23年3月3日付け総務省担当課長通知及び第4回地方公共サービス小委員会資料2（別添）を参照）
- 徴収の一元化
同一滞納者への請求重複回避、滞納者の実情に応じた回収（ただし、強制徴収権の有無に注意）

(2) 当面の課題についての提言

- 契約期間の複数年化
委託の費用対効果を高める ※契約解除の余地を残しておく必要があることに留意
- 受託民間事業者への引き継ぎデータの整備
契約後の早期回収着手が可能
- 滞納事由に応じた適切な回収方法の選択
段階的な回収方法を経て対象債権のスクリーニング化を図る（本報告書31、32頁の各図参照）
- 職員に対する回収研修の実施
職員において、業務内容の特性等を踏まえて「自ら実施すべきケース」「外注すべきケース」等の切り分けを行うことなどが期待される

6. 提言

(2) 当面の課題についての提言(続き)

- 生活困窮者自立支援法関連部署との協働
滞納者への自立支援が必要であると判断された場合には、「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)に基づく各事業等へ適切につなげていく
- 債権管理条例の制定・改正
訴訟提起の専決処分、債権放棄基準、債権回収・整理計画の進捗管理等
- 延納・減免、放棄等関連
債権管理コストの縮減、生活困窮者の再生、モラルハザード防止を図る(本報告書資料別添2「債権放棄関連のルール制定例」)
- 課ごとの債権管理回収状況の公表

(3) 今後検討すべき課題についての提言

- 公金債権回収民間市場の形成関連
担い手側からの委託費用・効果に関する情報発信、情報交換等
- 委託費用の決定方法
固定費、成功報酬等の適切な組合せによる柔軟な委託費用の決定(本報告書資料別添1「委託業務内容等と委託費用」)
- 条例による受託者コントロールの手法
民間事業者に、公共サービス改革法に基づくのと同様の守秘義務違反に関する刑事罰を設定
- 新たな回収スキーム案
住宅ローン特別条項を活用したスキーム等
- その他、地方公共団体及び民間事業者の自助努力のみでは解決困難な問題関連
地方税法22条関連、滞納処分の民間委託等

第2章 地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進関連(本報告書43頁～)

本章では、内閣府公共サービス改革推進室「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」(本手引き)について実施した一部改訂の内容を紹介している

改訂の概要

- 従前の本手引きにおいては、地方公共団体が民間に委託した業務について「業務が未完成であると判断された場合や、業務の質が確保されていないと判断された場合」に備えた、「やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」をすることができない旨の記載があった。



- この点について、かかる取り決めをする場合において判断に迷った場合には、労働局へ問い合わせることを推奨する旨の内容に、所管省庁との調整のもと、改訂を実施。



今般の改訂により、業務の民間委託がより進むものと考えられる

第3章 資料編(本報告書48頁～)

本章では、公金債権回収の民間委託にあたり参考としていただくべく、有用となる情報をまとめた資料を添付している

- 「各試行自治体において実施された試行内容及びその結果」
- 「委託に当たってのチェックポイント集」
- 「試行自治体等で用いられた仕様書等の実例」
- 別添1「委託業務内容等と委託費用」
- 別添2「債権放棄関連のルール制定例」
- 参考資料「第4回地方公共サービス小委員会(平成25年7月30日)資料2(別添)(抜粋)」
- 参考資料「平成23年3月3日付け総行政第29号、総税市第11号「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」」

各団体訪問活動概要

1 地方3団体訪問

- 事務局より報告書の概要について説明したのち、公金債権回収の民間委託の現状等について意見交換を行う（特に、各民間事業者への委託可能な業務範囲を明瞭にすることの必要性などについて言及有）。
- その他、報告書の完成についてホームページへの掲載にご協力いただく。

2 自治体訪問

各自治体ともに、事務局より報告書の概要について説明したのち、各自治体の公金債権回収の取組み状況についてヒアリングを行う。

(1) ヒアリングを通じて把握した取組み状況

- 国保や貸付金等の回収について、コールセンター、サービサー等の利用
- 強制徴収公債権の集約や債権管理部門の設置等、徴収の一元化の実現
- 債権放棄等の基準定立や専決処分による訴訟提起を実施するため、債権管理条例の制定
- 債権管理の手法を平準化するため、債権管理マニュアルの制定
- 生活困窮者対策の担当課新設

(2) その他、ヒアリングの中で出された意見等

- 転出滞納者への対策が不十分であり、今後の課題となっている。
- 自治体では成功報酬制になじみが薄いため、民間委託にかかる経費の考え方が難しい。
- 先進的な取組みを行っている他の自治体の情報が欲しいものの、容易にアクセスすることができずに困っている。民間委託を実施するにあたっては、議会から理解を得ることも重要であるため、先進的な取組み事例を幅広く紹介してほしい。
- コンビニ収納は有用だが手数料が比較的高いため、当初の想定よりも手数料負担がかかったことがある。

3 担い手団体訪問

(1) 日本弁護士連合会からの意見等

今年度より、日本弁護士連合会内で自治体等連携センターが発足した。このうちの一部会である公金債権部会では、全国の自治体に向けて、公金債権の管理回収について弁護士の役割を広報していくことを予定している。公金債権回収の研修会についても、昨年度に引き続き実施する予定である。

(2) 一般社団法人全国サービサー協会からの意見等

自治体の中には特金債権と非特金債権の区別が理解されていないところもあるため、今後、各債権の区別について周知を図っていくようにする。また、今後、特金債権の範囲が見直され、これまで集金代行にとどまっていたのが回収までできるようになった場合には、集金代行での経験を活かしていきたいと考えている。

(3) 日本司法書士会連合会からの意見等

司法書士は、公金債権回収はもちろん、福祉的配慮としての生活再建の観点からも担い手になることができる。司法書士が担い手になることについて自治体の理解が広まっていないため、日本司法書士会連合会としては、公金債権回収と福祉的配慮を両輪として、自治体に対して担い手としての周知活動を進めていきたいと考えている。